

事務連絡
令和3年3月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

急激な感染拡大に備えて現時点で速やかに確認・点検すべき事項について

この冬の感染拡大の経験を踏まえた次の感染拡大に備えた体制整備については、既に関連の事務連絡を発出させていただき、検討・調整を始めて頂いていますが、こうした検討・調整が一定程度整うまでの間に、急激な感染拡大がすぐにも生じる可能性があります。

この冬を含め、これまでに急激な感染拡大を経験した自治体の対応については、事前に一定の準備を行い精一杯対応して頂きましたが、実際に急激な感染拡大に直面する中で、結果的に危機的状況に陥る例が多く見られました。

このため、主としてこうした急激な感染拡大をこれまで経験したことがない自治体を念頭に、これまでの事例を踏まえ、現時点で、ただちに確認・点検すべき事項について下記のとおりとりまとめましたので、ご活用頂くようお願い致します。

記

- ① 感染拡大時にも速やかに診療・検査を受けることができるよう、受診・相談センターは回線数を速やかに増加させる準備は整っていますか。診療・検査医療機関も適切に機能し、検査結果を速やかに得る手はずは整っていますか。濃厚接触者の検査について、外部委託の活用を含め、速やかに実施するための検体採取場所（アクセス面も考慮）や人材の確保、検査機関への委託は整っていますか。
- ② 感染拡大時には、保健所の相談業務や積極的疫学調査の業務の急増に伴い、早急の人員増と体制整備が必要となります。国や全国知事会等への支援要請

に先立って、これまでに厚生労働省から送付している専門人材派遣 (IHEAT) の登録者名簿から、すぐに対応いただける方との調整や非常勤職員としての任用手続を済ませていますか。また、体制拡大時の業務マニュアル等の準備及び物品、作業場所等についての事前の検討はできていますか。

- ③ 計上された確保病床数と実際に患者受入れが可能な病床数との間に乖離が生じないように、医療従事者の確保を含め、現在の感染状況に対して必要な病床分が確実に即応病床となっていますか。また、感染が更に拡大した場合に備えて確保している病床について、都道府県の要請を受け、当該病床で入院治療を行っている者を転床・転院させること等を含め、1週間程度（遅くとも2週間程度）を目途に即応病床とできる状況となっていますか。そうならない場合、可能な限り速やかに実効的な病床を確実に増加させることについて、衛生主管部局はむろん、必要に応じて直接知事、副知事等から医療関係者や管内の病院長に直接強く働きかけ、その同意を得るようにしていますか。
- ④ 感染増加の状況を踏まえ、概ね2～3週間後の新規感染者や入院者の推計を行い、医療関係者と共有していますか。感染が急拡大する局面では、確保病床まで不足する事態も生じ得ます。この場合、都道府県内関係者と病院長会議などで状況を共有し、協力を得ることが必要となります。
- ⑤ このように病床の不足が見込まれる場合、真に入院が必要な感染者のみが入院するように判断する基準や判断者が明確になっていて、保健所や医療関係者と共有され、実際にそのような運用ができるようになっていますか。また、回復した患者の速やかな受け入れについて、地域の医療関係者に協力が得られるようになっていますか。
- ⑥ 宿泊療養施設や自宅療養を実際に大規模に運用したことがない自治体も多く存在しますが、現在の感染状況に対して宿泊療養施設は十分に確保されていますか。また、感染が更に拡大した場合に備え、健康観察を行う看護師・保健師の選任や、清掃事業者・食事の手配、宿泊療養施設の増設に向けたホテルとの協定の締結など宿泊療養施設の強化に向けた準備は済んでいますか。
- ⑦ 特に、宿泊療養施設が不足した段階で、療養先を調整中の方を含め、また自宅療養を現在は認めていない自治体でも、自宅にとどまらざるを得ない方が大幅に増加することが想定されますが、そのような事態が生じた場合に、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが相対的に高い方を速やかに優先的に宿泊療養施設に入所させる仕組みを整えていますか。その上で、入所に係る調整の遅れから形式的には療養先を調整中とされている方を含め、自宅にとどまらざるを得ない方について、パルスオキシメータの配布を含め、

保健所からの電話や通信手段による健康観察が適切に行われる体制を整えていますか。保健所では手が回らない場合、健康観察の実施に関して地元医師会や看護協会等の協力を得ることも求められます。

- ⑧ 病床や宿泊療養施設が確保できていたとしても、急速な感染拡大の局面で、患者の療養先調整等を行う体制等が十分でなかった地域があったと考えています。入院先の決定を都道府県調整本部で一括して実施、災害医療コーディネーター等の医師が都道府県調整本部に参画する等の調整本部の体制強化や、入院・療養調整業務に係る体制を臨時的に増強するための、本庁職員等の応援の大幅な拡充等により、患者の入院・療養調整の体制が確保されていますか。
- ⑨ 知事、市長に対して、新型コロナウイルス感染症の発生状況と今後の患者数の見込みに関する正確な情報を衛生主管部局が直接報告する機会が毎日確保されていますか。副知事、副市長をはじめ、衛生主管部局に限らず全庁的に対応する体制が確保されていますか。あわせて、他業務を停止する準備等も進めていますか。
- ⑩ 政令市・中核市・保健所設置市が区域内にある都道府県では、知事とこれらの市長が直接意見・情報の交換を行う機会が確保され、都道府県による支援が速やかに行われ、またこれらの市が支援を円滑に受け入れていますか。例えば病床について、市内の状況も都道府県で把握し、特定の地域で病床が不足した場合に、都道府県の区域全体で利用可能な病床の調整を行うこととしていますか。

以上